

# 託送供給約款以外の供給条件

『東北地方太平洋沖地震に伴う特別措置』

平成 23 年 3 月 31 日実施

北海道電力株式会社

平成23年3月31日 承認

## 託送供給約款以外の供給条件の内容

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震のため、東北電力株式会社供給区域内の青森県の一部の地域、岩手県、宮城県および福島県ならびに東京電力株式会社供給区域内の茨城県の一部、栃木県の一部および千葉県の一部の地域に災害救助法が適用される等、多大な被害が発生しております。

このため、託送供給約款（平成 21 年 7 月 8 日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき託送供給を受ける契約者が、同地震に関連して平成 23 年 3 月 11 日以降災害救助法が適用された地域および隣接する地域において被災された電気の使用者、または、東北電力株式会社供給区域内もしくは東京電力株式会社供給区域内において電気の使用の制限等の影響を受けている電気の使用者を需要者とする供給地点について、同地震に起因して、接続供給契約を新たに締結し、廃止し、または変更しようとする場合で、契約者から申出があったときには、契約者に対して次の供給条件を適用いたします。

- 1 契約者が、平成 23 年 3 月 11 日以降災害救助法が適用された地域および隣接する地域において被災された電気の使用者、または、東北電力株式会社供給区域内もしくは東京電力株式会社供給区域内において電気の使用の制限等の影響を受けている電気の使用者を需要者とする供給地点ごとに、接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないで接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を減少（供給地点の廃止を含みます。）しようとする場合は、託送約款 48（供給開始後の契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)イによらず、その供給地点における接続送電サービス料金、予備送電サービス料金および工事費負担金の精算を免除いたします。
- 2 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものといたします。